津奈木町奨学生制度

令和3年度津奈木町奨学生募集

問教育委員会学校教育班　☎78−5400（内703）

▶**対象**

大学またはこれらに準ずる学校に在学予定で、学業、人物ともに優秀かつ健康で、その保護者が本町に在住し、学資の支払いが困難と認められる人

※本町の奨学金以外の奨学金などの交付を受けている人は対象外です。

▶**貸付金額**　大学またはこれらに準ずる学校

・奨学金　月額3万円以内

・入学準備金　50万円以内

▶**募集人数**　10人程度

▶**申込**　教育委員会に備え付けの申込用紙または、町ホームページからダウンロードした申込用紙に記入し、教育委員会へ提出

▶**申込期間**

令和3年1/4㈪～29㈮

令和３年津奈木町成人式

一生に一度の晴れ舞台 津奈木町成人式

問教育委員会生涯学習班　☎78−5400（内705）

今年度成人を迎える皆さんの門出を祝う成人式を開催します。今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、式典の規模縮小や感染対策を徹底して行います。対象者には個別に案内状を発送します。

▶**日時**　令和3年 **1月3日㈰**

受付：9:30～　開式：10:00～

▶**場所**　つなぎ文化センター

▶**対象**　平成12年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人

光ブロードバンド加入促進制度

光回線工事の補助金の申請はお済みですか

問政策企画課　☎78−3114（内223）

町では光回線の工事が終わった人へ支援を行っています。平成28年度以降で、まだ申請していない人はぜひこの機会に申請をお願いします。

▶**支援内容**

行政情報配信機器（光BOX＋）の無償配布

光回線加入申込内容などが確認できる書類の写しと印かんを用意し、政策企画課窓口で申請してください。設置は個人でお願いします。

光ブロードバンド加入促進補助金1万円の交付

「行政情報配信機器（光BOX +）」の設置が完了した人は忘れずに同補助金も申請してください。

行政情報配信機器（光BOX+）

つなぎ応援商品券

つなぎ応援商品券の使用期限は12月末まで

問政策企画課　☎78−3114（内222）

「つなぎ応援商品券」の使用期限は**12月31日㈭**です。期限を過ぎると使用できませんので使い忘れの無いよう注意してください。

取扱い事業者追加（11/10現在）

▶**追加事業者**

・心ちゃん

（住所：津奈木町大字岩城2032番地）

・ファッションブティックみぞぐち喫茶部

（住所：津奈木町大字津奈木1150番地1）

▶**対象事業者**　54店舗

（津奈木町：47 水俣市：6 芦北町：1）

商品券を受け取っていない人へ

本人確認書類（運転免許証など）を用意し、政策企画課までお越しください。

商品券HP

地域包括支援センター職員採用試験

地域包括支援センター職員募集

問津奈木町社会福祉協議会　☎61−2940

▶**試験日時**　令和3年 **1月24日㈰**

9:00～

▶**場所**　農業就業改善センター

▶**職種・採用人数**　地域包括支援センター職員　若干名

▶**受験資格**　昭和45年4月2日以降に生まれ、社会福祉士、主任介護支援専門員（資格取得見込みも含む）、保健師・看護師（地域ケアの経験がある人）のどれかの資格を有する人

▶**試験内容**

1次試験（小論文）・2次試験（面接）

▶**申込**　令和3年1/12㈫までに町社会福祉協議会に履歴書を持参・郵送

※令和3年1/12㈫までの消印のあるものに限り受け付けます。

家族介護者交流会

介護者同士で交流しませんか

問津奈木町地域包括支援センター　☎78−5333

在宅で認知症などの人を介護されている人、介護の経験があった人と交流会を行います。参加費は無料です。今後の新型コロナウイルスの影響で中止することがあります。

▶**日時**　**12月23日㈬**

13:30~15:00

▶**場所**　農業就業改善センター

▶**申込**　12/22㈫までに電話で申込

発熱などの症状がある人の受診・相談

発熱などの症状が出たらかかりつけ医へ

問ほけん福祉課福祉班　☎78−3115（内124）

ことしはインフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行の可能性があります。発熱などの症状があったら、次の対応をお願いします。

発熱患者などの相談

地域の身近な医療機関に事前に電話し、受診をお願いします。相談した医療機関が「診療・検査医療機関」なら、そのまま受診できます。できない場合は、近くの医療機関を案内します。

受診・相談する医療機関に迷ったら

かかりつけ医などを持たず、相談する医療機関に迷う場合は、発熱患者専用ダイヤルに電話してください。

【発熱患者専用ダイヤル】　☎0570-096-567

県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口

受診に関すること以外の相談

☎096-300-5909（24時間）

障がい者週間

「障害者差別解消法」を知ってますか

問ほけん福祉課福祉班　☎78−3115（内124）

「障害者差別解消法」は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会を目指しています。

不当な差別的取り扱いの禁止

障がいのある人に正当な理由なく、障がいを理由として差別することの禁止（車いすだからといってお店に入れない）。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、なんらかの対応を必要としているという意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲での対応（車いす利用者のために、高い所に並べてある商品を取って渡す、聴覚障がいの人に身ぶり・手ぶりや筆談で説明するなど）。

12/3㈭～9㈬は「障がい者週間」です。この機会に、障がいについて考えてみませんか。